

ケアプランデータ連携システム活用促進事業業務委託 仕様書 (案)

1 件名

ケアプランデータ連携システム活用促進事業業務委託

2 事業目的

町田市（以下「甲」という。）内の介護サービス事業所におけるケアプランデータ連携システム（以下「システム」という。）の導入及び活用を促進するため、その導入から活用までを一貫してサポートする伴走型支援業務を受託者（以下「乙」という。）に委託することにより、当該システムの導入等について様々な困難を感じている事業所に寄り添った支援を行い、事業所の負担軽減をすすめ、将来にわたって市内介護サービス事業所（以下「事業所」という。）における生産性向上と持続可能な介護サービスの提供を可能とすることを目的とする。

3 履行場所

甲が指定する場所

4 業務委託内容

乙は、以下の業務を遂行するものとする。なお、遂行にあたっては、各事業所の実情を考慮し、適切な支援を行うものとする。

(1) システムに関する説明会の開催

- ① 事業所の導入意欲向上を目的とした説明会を1回以上実施すること。
- ② 1回以上は町田地区（別表1）の会場で行うこと。
- ③ 会場借上料、講師謝礼、その他開催に係る一切の費用は乙が負担する。

(2) 事業所に対するオンライン又は現地訪問による導入サポート

- ① 事業所に対して、システムを導入する際、助言や技術的サポートを行うこと。
- ② システムのバージョンアップ作業において、助言や技術的サポートを行うこと。
- ③ オンラインのほか、必要に応じて現地訪問を実施すること。訪問に係る交通費は乙の負担とする。
- ④ サポートする事業所数は、150以上とする。

(3) 導入及び活用に関する事業所からの問い合わせ対応

- ① 導入時及び活用時に発生した疑問・質問に対応する窓口を設置すること
- ② 電話に加え、メール、FAX、専用フォーム等、24時間受付可能な手段を1つ以上備えること。ただし、回答は翌営業日以降で可とする。
- ③ システムの不具合が発生した際は、甲に報告すること。

(4) 広報用チラシ作成、印刷、配布

- ① 4(1)から(3)までの取り組みを周知するチラシを作成すること。
- ② 4(4)①で作成したチラシを事業所に配布すること。配布手段はチラシデータの配布もしくは紙媒体での配布とする。
- ③ 紙媒体にて配布する場合はカラー印刷とする。

5 契約期間及び業務実施期間

本業務の契約期間は、契約日から2027年3月31日までとする

6 業務報告等により提出した成果物等の帰属

本契約により作成した成果物（報告書、チラシ等）の著作権は甲に帰属するものとする。

7 実施報告書の提出

業務終了後、すみやかに実施報告書（書面およびデータ）を甲に提出し、承認を得ること。

8 委託料の支払い

乙の業務完了後、甲の検査に合格した場合は、乙の適正な請求書に基づき、甲は当該委託料の支払いを行う。

9 乙の責務

乙は、業務の実施に当たり、次に掲げる事項についての責務を負う。

(1) 従事者の報告

乙は、4（2）に従事する者をあらかじめ甲に報告する。

(2) 従事者交代の報告

乙は、(1) について変更がある場合はその都度甲に報告する。

(3) 業務責任者の配置

乙は、本業務が日々安全、円滑かつ確実に実施されるよう、現場に業務責任者を配置する。業務責任者は次のことを行う。

ア 甲との連絡、協議及び甲への資料提出

イ 従事者の指導、報告、調整

ウ 各種打ち合わせへの出席

(4) 従事者の監督及び統括

乙は、本業務が日々安全、円滑かつ確実に実施され、施設利用者に不快感を与えないよう、従事者に対し必要な教育及び研修を行い、総合的な監督及び統括をする。その際は、従事者ごとに習熟度合いを記録し、個人の能力に合わせた育成を行うこととする。

(5) 業務の再委託

乙は、あらかじめ甲が書面により承諾した場合を除き、受託業務の処理を第三者に委託してはならない。

(6) 要望及び苦情等への対応

乙は、施設利用者等から、本業務に関する要望又は苦情を受けた場合、迅速かつ適切に改善、再発防止等の措置を講ずるとともに、甲に報告する。なお、必要に応じて、対応について甲と協議する。

(7) 業務の引継ぎ

乙は、契約期間の満了または解約等により、本業務を乙以外の事業者を引き継ぐ必要が生じたときは、引継ぎが円滑に行えるよう努めなければならない。

(8) その他

- ア 乙は契約の履行に際し、乙の責めに帰すべき事由によって、甲または第三者に損害を与え、または権利の侵害を引き起こした場合は、損害賠償その他について、乙の責任において処理するものとする。
- イ 乙は、省エネ・省資源に努めること。

1.0 注意事項

甲が、業務の履行検査に基づき業務の改善を要求した場合は、乙は、人員配置を含め業務の見直しを行うものとする。

1.1 環境により良い自動車の利用

契約履行に当たって自動車を利用し、または利用させる場合は、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（平成 12 年東京都条例第 215 号）の規定に基づき、次の事項を遵守することとする。なお、適合の確認のために、当該自動車の自動車検査証（車検証）、粒子状物質減少装置装着証明書等の提示または写しの提出を求められた場合には、速やかに提示し、または提出することとする。

- ア ディーゼル車規制に適合する自動車であること。
- イ 自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法(平成 4 年法律第 70 号)の対策地域内で登録可能な自動車利用に努めること。
- ウ 低公害・低燃費な自動車利用に努めること。

1.2 情報セキュリティの確保

契約の履行に当たっては、個人情報の保護に関する法律、町田市情報セキュリティポリシーを遵守して契約を履行する。

1.3 その他

この仕様書に疑義があるとき又はその他協議の必要が生じたときは、その都度、甲と乙とで協議する。

【別表 1】

町田地区	原町田、中町、森野、旭町、本町田、藤の台、玉川学園、南大谷、東玉川学園
------	-------------------------------------